

〈公共用水域以外への放流方法〉

（蒸発散方式の場合）

- 1 蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。
- 2 浄化槽の2次処理後の排水を対象とすること。
- 3 隣地から3m以上離れていること。
- 4 構造は次によるものとする。
 - (1)蒸発散槽は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
 - (2)側盤は、地盤面（GL）から原則として10cm以上立ち上げること。
 - (3)蒸発散槽の表面積（垂直投影面積）は、日平均水量20ℓ当たり1m²以上の必要な面積とすること。
 - (4)蒸発散槽の内部構造は、表面積1m²当たり20ℓの蒸発散量を確保できる構造とすること。
 - (5)蒸発散槽から溢流を防止するため蒸発散と連結した貯留槽を設けること。
 - (6)雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、地盤面（GL）から10cm以上とすること。

（地下浸透放流の場合）

- 1 処理対象人員が501人槽以上の浄化槽の場合にあっては、地下浸透放流する水質がBOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下であること。
- 2 地下浸透放流に係る装置については、放流水の流入量（雨水も合わせて浸透させる場合は雨水の流入量も含む）及び土壌の浸透能力を勘案し、放流水が停滞しない浸透能力を有する装置であること。
- 3 単独処理浄化槽（石灰岩地域における単独処理浄化槽を除く。）にあっては、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずる地下浸透処理装置を設置すること。
- 4 浸透放流する箇所周辺の約30mの範囲内に飲用井戸がある場合は、必要に応じて浸透放流する箇所を離すなどの地下浸透水の拡散防止対策を講じること。